

法定外目的税検討委員会の論点

1 法定外目的税調査検討委員会の論点

(1) 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準【総務省】

「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又はほかの地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又はほかの地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策及び租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

1 法定外目的税調査検討委員会の論点

(2) 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る留意事項等【総務省】

「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、③法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、②税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、③その税収入を確保できる税源があること①その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか③徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、③原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

1 法定外目的税調査検討委員会の論点

(3) 論点の整理

検討すべき主な論点	検討すべき内容
①税収入を必要とする財政需要があるか	・ 那須塩原市の観光に関する課題の整理 ・ 那須塩原市の観光施策の方向性 ・ 入湯税とのすみ分け
②税以外により適切な手段がないか	・ 税以外の手段による財源確保策
目的から見てどのような税が適当か 対象から見てどのような税が適当か ③課税を行う期間は適当か 税収を確保できる税源があるか 徴収方法は適当であるか	・ 納税義務者、課税標準 ・ 徴収方法、特別徴収義務者 ・ 税率、免税点 ・ 定期的な見直しの実施